

特別養護老人ホーム
整備運営事業者募集要領
(併設老人短期入所施設からの転換分)

令和6年(2024年)4月

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

特別養護老人ホーム整備運営事業者募集要領 (併設老人短期入所施設からの転換分)

1 募集の趣旨

この募集は、「広島市高齢者施策推進プラン（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）」において整備を計画している特別養護老人ホーム（以下、特養という）について、既存の特養に併設する老人短期入所施設の特養への転換による整備運営事業者を選定するために行うものです。

2 募集概要

(1) 整備期間	令和6年度～8年度 期間内に入所定員増加の認可を受けること及び「特別養護老人ホーム事業変更届」を提出すること。介護保険法に基づく空床利用型短期入所生活介護の指定を受けていない場合は、期間内に介護保険法に基づく指定を受けること。
(2) 整備総数	20人分 広島市高齢者施策推進プランにおいて60人分の整備を見込んでおり、選定に際しては、特養の新設及び増床分の応募が整備枠の40人分に満たない場合、計画数である60人分の範囲内で次点以下の事業者を選定することがあります。
(3) 応募可能な施設	以下の要件を満たす特養併設の老人短期入所施設が対象となります。 ア 定員30床以上の既存広域型特養に併設される老人短期入所施設 イ 令和9年3月31日時点で、本体施設及び併設老人短期入所施設が開設後10年を経過すること。
(4) 留意事項	転換に際しては、地域における老人短期入所施設の利用需要に配慮してください。また、転換後10年間は転換した特養において空床利用型短期入所生活介護を運営し、地域における老人短期入所施設の利用需要に可能な限り対応してください。

3 施設整備費に係る補助金の交付額

本募集における補助金の交付はありません。既存の特養に併設する老人短期入所施設の特養への転換整備に際して、プライバシー化工事を伴い、補助金の交付を希望する場合は「特別養護老人ホーム整備運営事業者募集要領（新設・増床分）」に基づき応募してください。

4 応募方法等

(1) 説明会の実施

募集に当たって、次のとおり説明会を実施します。なお、説明会への参加は必須ではありません。

日 時	令和6年5月9日（木）午前10時～午前11時30分
場 所	中区地域福祉センター5階 大会議室（中区大手町四丁目1番1号大手町平和ビル内）
申込方法	「説明会参加申込書」を介護保険課事業者指定係に提出 提出方法：Eメール(kaigo@city.hiroshima.lg.jp)、FAX(082-504-2136)
申込期限	令和6年4月26日（金）午後5時15分まで

(2) 質疑応答

募集要領に関する質問は、令和6年8月23日（金）午後5時15分までに、電子メール又はFAXで介護保険課に送付してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、広島市ホームページに掲載します。

(3) 転換計画書提出について

以下のとおり転換計画書の提出を受け付けます。

ア 一次提出

受付期間	令和6年9月9日（月）から9月13日（金）まで（厳守）
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで（厳守）
受付場所	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係（広島市役所本庁舎2階） 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
提出書類	「転換計画書」、指定様式及び図面等（様式内「提出書類一覧表」のとおり） 「転換計画書」及び指定様式は、市ホームページからダウンロードしてください。 ○ 広島市ホームページのアドレス http://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/373662.html ページ番号：373662
提出部数	4部（正本1部・副本3部） ※1 提出書類は原則A4版（縦位置・横書き）に統一し、提出書類一覧表とともにA4版パイプファイルにつづり、書類No.のインデックスをつけてください。また、ファイルの表及び背表紙には、施設名と事業者名を明記してください。 ※2 提出書類（図面等（書類番号2～5）、その他指定様式、任意様式）の電子データをUSBフラッシュメモリ等により提出してください。図面等についてはPDFファイルで保存してください。
提出方法	持参
審査及び指摘	提出された転換計画書について、書類審査を行います。その結果、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）」に適合しないなど、適否判定上、疑義等がある場合、令和6年9月30日（月）から10月4日（金）までにその旨の指摘を文書で行います。 また、指摘事項のない場合にもその旨を連絡します。
留意事項	設置計画書の作成、提出等に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。また、提出された書類は、返却しません。提出された設置計画書等は公文書となるため、広島市情報公開条例に基づき情報開示を行うことがありますのであらかじめ御承知おきください。

イ 二次提出

受付期間	令和6年10月15日（火）から10月21日（月）
受付時間	一次提出と同じ
受付場所	
提出部数	4部（正本1部・副本3部）提出書類等については、一次提出と同じ。 ※ 一次提出後に本市から指摘を受けた部分の修正を行った上で提出してください。 なお、二次提出後、本市から追加資料の提出を依頼することがあります。
留意事項	二次提出書類受理後、適否判定上「否」と判断される事項がある場合は、選定対象としないので十分注意してください。また、二次提出後は提出書類の変更を認めません。

5 整備運営事業者の選定方法等

(1) 整備運営事業者選定方法

ア 適否判定

二次提出書類を受理後、社会福祉施設等の施設整備選定委員会において、「特別養護老人ホーム整備運営事業者選定基準（併設老人短期入所施設からの転換分）」の適否判定基準（P4～P6）に基づき審査を行い、判定結果を各応募事業者に通知します。

適否判定で「否」と判定された応募者は、整備運営事業者選定の対象外となります。

イ 整備運営事業者の選定

社会福祉施設等の施設整備選定委員会において、整備総数を超えない範囲で、以下の順において整備運営事業者を選定します。

なお、選定に際しては、「特別養護老人ホーム整備運営事業者募集要領（新設・増床分）」にて新設及び増床の応募が40人分に満たない場合、計画数の範囲内で次点以下の事業者を選定することがあります。

また、次点以下の事業者に割り当てられる転換枠が事業者の希望転換数に満たない場合は、申請時の意向に応じ、個室単位・多床室単位での選定を行います。

選定順位	内 容
①	転換後に残る老人短期入所施設の床数が10以上であり、特養に転換する老人短期入所施設の床数が、他の応募施設より多い施設の事業者
②	転換後に残る老人短期入所施設の床数が9以下であり、特養に転換する老人短期入所施設の床数が、他の応募施設より多い施設の事業者
③	①、②で同順位の場合、特養に転換する老人短期入所施設の運営期間がより短い施設の事業者
④	①～③で同順位の場合、令和5年度における特養の稼働率がより高い施設の事業者

(2) 選定結果の通知及び公表

応募者に対し、選定結果を通知します。また、応募者名及び選定結果並びに選定した整備運営事業者の転換計画書の概要を広島市ホームページに掲載します。

なお、整備運営事業者に選定された事業者は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。

今回の選定結果は、適否判定の結果にかかわらず、次回以降の選定への影響はありません。

(3) 辞退者が出た場合の対応

令和6年12月27日（金）までに辞退者が出た場合には、整備総数又は計画数を超えない範囲で、評価得点で次点以下の事業者を選定します。

6 特別養護老人ホーム整備スケジュール（例）について

P7のとおり

○ 問合せ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係
担当：笹山、中原

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2721

FAX 082-504-2136

Eメール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

特別養護老人ホーム整備運営事業者選定基準 (併設老人短期入所施設からの転換分)

1 適否判定基準

(1) 整備運営主体（応募者）に係るもの

既存の 社会福祉法人	<p>① 適正な運営を行っていること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人・施設運営に関し、直近の指導監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。 ・ 転換整備を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと。 <p>② 役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと。</p> <p>③ 広島市社会福祉法人等サービス利用者負担軽減費用助成要綱に基づき、低所得者の利用者負担軽減を図ることとしていること。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※1 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者</p> <p>イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）</p> <p>ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）</p> <p>エ 情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む）</p> <p>オ 情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）</p> <p>※2 転換計画書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があります。</p>
---------------	---

(2) 転換計画に係るもの

ア 整備年度

令和8年度末までに入所定員増加の認可を受けること及び「特別養護老人ホーム事業変更届」を提出すること。空床利用型短期入所生活介護の指定を受けていない場合は、令和8年度末までに介護保険法に基づく指定を受けること。

イ 整備予定地

各種法令等に適合し、かつ、広島市内に整備すること。

- ① 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に所在していないこと。
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域（同法に基づく基礎調査の結果として公表された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に相当する範囲を含む。）に所在していないこと。
- ③ 広島県土砂災害警戒区域図における土砂災害危険箇所内に所在していないこと。

※ 土砂災害特別警戒区域等の指定状況や広島県土砂災害警戒区域図は、広島県ホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で閲覧することができますが、詳しくは、広島県にお問い合わせください。

ウ 施設整備

- (ア) 30床以上の広域型特別養護老人ホームに併設される既存の老人短期入所施設であって、本体施設を含め令和9年3月31日時点で開設後10年を経過すること。なお、令和6年4月1日時点で開設後10年を経過していない場合は、10年経過後に転換を実施する計画であること。
- (イ) 併設老人短期入所施設が有する居室の用途変更により、特別養護老人ホームの定員数を増加させる事業であること。
- (ウ) 転換する居室は、ユニット型個室又は従来型居室（個室又は多床室）であること。

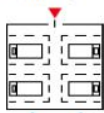
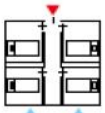

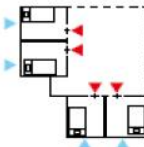
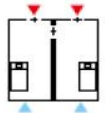
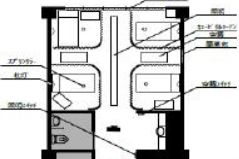

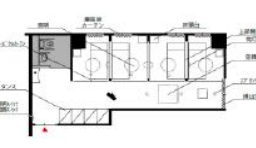

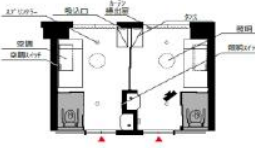





- (エ) 従来型多床室を転換する場合は、カーテンではなく壁等で入所者の居住空間を区分し、プライバシーに配慮した多床室（別添のBタイプからEタイプ）とすること。また、多床室単位で転換する計画であり、1の居室の定員は2人以上4人以下であること。
- (オ) その他関係法令等に適合していること。

エ 老人短期入所施設の利用需要への対応

転換に際しては、地域における老人短期入所施設の利用需要に配慮すること。転換後10年間は、転換した特養において空床利用型短期入所生活介護を運営し、地域における老人短期入所施設の利用需要に可能な限り対応すること。

居室類型(多床室を整備する場合)

A～Eタイプの多床室のうち、B～Eタイプであれば、プライバシーに配慮した多床室として認める。

Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ
<p>カーテン等で仕切られているタイプ。 個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。</p> 	<p>天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。 外気・外光を取り入れる窓が窓際2床に限られている。</p> 	<p>ベッドを並べるタイプ。 各床には窓があるが、壁は天井まで達していない。</p> 	<p>個室的多床室タイプ。 壁は天井まで達しているが、専有面積は小さい。</p> 	<p>個室に準ずるタイプ。 2床室を天井まで達した壁で仕切り、扉を設けて出入りを可能にしている。</p> 
				
				

AタイプからEタイプの居室類型の引用は、社会保障審議会 介護給付費分科会(H26.10.29)「介護福祉施設サービスの報酬・基準について(案)」より抜粋

特別養護老人ホーム整備スケジュール（例）

年度	時 期	内 容
令和 6 年度	令和6年4月上旬	募集開始
	5月9日	説明会開催（中区地域福祉センター5階 大会議室）
	9月9日～9月13日	転換計画書受付（一次提出）【法人→市】
	9月30日～10月4日	指摘事項の通知【市→法人】
	10月15日～10月21日	転換計画書受付（二次提出）【法人→市】 （転換計画書に係る書類審査）
	11月下旬	社会福祉施設等の施設整備選定委員会で整備運営事業者の選定
	12月下旬	広島市社会福祉法人設立認可等審査会で整備運営事業者選定の承認
	令和7年1月中旬	整備運営事業者選定結果の通知【市→法人】
	1月末	増床に係る認可申請【法人→市】
	2月末	増床に係る認可通知【市→法人】
	3月上旬	事業開始 介護保険法に基づく変更届【法人→市】

※ このスケジュールは、応募時点で事業開始後10年を経過している施設において、転換に際し改修工事等を要さない場合のスケジュールです。